

第58回

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部  
特定社会保険労務士 石川 貢

改正雇用保険法の概要について — その2 —



今回は10月1日から施行された「教育訓練給付金」の概要について見ていきます。  
教育訓練給付金は、厚生労働大臣が指定する教育訓練を終了した方に教育訓練経費（以下「受講費」という。）の20%～50%（上限あり）が、原則として訓練修了後に支給されます。特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金には資格取得等又は賃金上昇で10%～20%の追加給付があります。なお、受講費にはキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティング費用も含まれます。詳しくは下記参考資料をご覧ください。

1. 各教育訓練給付の概要は次のとおりです。

①一般教育訓練

目的：雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練が対象。  
受講費用の20%（上限10万円、下限4千円超）が訓練修了後に支給。

②特定一般教育訓練

目的：特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練が対象。  
受講費用の40%（上限20万円）が訓練修了後に支給。  
資格取得等で、受講経費の10%（年間上限5万円）を追加支給。

③専門実践教育訓練

目的：特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象。  
受講費用の50%（年間上限40万円）が訓練受講中6か月ごとに支給。  
資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の20%（年間上限16万円）を追加支給。  
訓練修了後賃金が5%以上上昇で、受講費の10%（年間上限8万円）を追加支給。

2. 教育訓練給付金に係る支給の対象となる方は、次の全ての要件を満たしている方です。

- ①雇用保険の被保険者である方（在職者）又は被保険者であった方（退職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（妊娠、出産、育児、疾病等の理由で教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方。
- ②受講開始日前の雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回は1年又は2年以上）の方。
- ③前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに3年以上経過している方。
- ※**特定一般教育訓練**は、講座の受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成しハローワークで受給資格確認を行うことが必要。
- ※**専門実践教育訓練**は、講座の受講開始1か月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成しハローワークで受給資格確認を行うことが必要。

3. 教育訓練の種類及び対象講座の例の一覧表。

教育訓練の種類	対象講座の例
<p><b>一般教育訓練</b></p> <p>受講費用の20% 上限10万円下限4千円超</p>	<p><b>資格の取得を目標とする講座</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型自動車、建設機械運転、税理士、社会保険労務士、TOEIC、CAD利用技術者試験、簿記検定、宅地建物取引士等</li> </ul> <p><b>大学院などの課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修士、博士の学位などの取得を目標とする課程</li> </ul>
<p><b>特定一般教育訓練</b></p> <p>最大で受講費用の50% (本体給付40%+資格取得等10%) 年間上限20万円 資格取得等： 年間上限5万円</p>	<p><b>業務独占資格などの取得を目標とする講座</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修等</li> <li>・大型自動車第一種、第二種免許等</li> </ul> <p><b>デジタル関係の講座</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITSSレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座</li> </ul> <p><b>大学等、専門学校等の課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間の職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定）</li> <li>・短時間のキャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）</li> </ul>
<p><b>専門実践教育訓練</b></p> <p>最大で受講費用の80% (本体給付50%+資格取得等20%+賃金上昇10%) 年間上限40万円 資格取得等： 年間上限16万円 賃金上昇5%： 年間上限8万円</p>	<p><b>業務独占資格などの取得を目標とする講座</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師等</li> </ul> <p><b>デジタル関係の講座</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定）</li> <li>・ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座</li> </ul> <p><b>大学院・大学・短期大学・高等専門学校等の課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院等）</li> <li>・職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定）等</li> </ul> <p><b>専門学校の課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業実践専門課程、キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）</li> </ul>

出典：厚生労働省ホームページ（一部筆者により編集、加筆修正をしています。）

<参考資料>

一般教育訓練給付金の御案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/001066320.pdf>

特定一般教育訓練給付制度のご案内及び専門実践教育訓練給付制度のご案内

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564\\_00042.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00042.html)

講座は教育訓練講座検索システムで検索できます

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>